

金を確実に徴収する仕組みを設けること。

3 おわりに

- 介護サービス事業者の不正事案を受けて、改善できる点については早急に制度改正を行うべきであり、厚生労働省において、速やかに法整備を進められることを期待したい。

- また、本部会の議論においては、介護事業運営の適正化のみならず、介護労働者の労働条件・労働環境、介護報酬、介護サービス情報公表制度及びケアマネジメントの充実など介護保険制度における様々な課題も指摘されたところである。今後、本部会において、介護保険制度全体の在り方について幅広い見地から検討を行っていくこととしたい。

介護保険部会委員名簿

天本 宏	日本医師会常務理事
石川 良一	全国市長会（稲城市長）
石原 美智子	株式会社新生メディカル代表取締役社長
井部 俊子	日本看護協会副会長
○岩村 正彦	東京大学法学部教授
植木 彰	自治医科大学さいたま医療センター神経内科教授
小方 浩	健康保険組合連合会副会長
◎貝塚 啓明	京都産業大学客員教授
勝田 登志子	認知症の人と家族の会副代表理事
川合 秀治	全国老人保健施設協会会長
木村 隆次	日本介護支援専門員協会会長
木間 昭子	高齢社会をよくする女性の会理事
齋藤 秀樹	全国老人クラブ連合会常務理事・事務局長
櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
高橋 秀夫	日本経済団体連合会参与
土居 文朗	慶応義塾大学経済学部准教授
野呂 昭彦	全国知事会（三重県知事）
榊田 和平	社団法人全国老人福祉施設協議会老施協総研介護委員長
松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
山本文 男	全国町村会（添田町長）
吉田 昌哉	日本労働組合総連合会生活福祉局次長

◎部会長 ○部会長代理

（敬称略、50音順）

2. 地域包括支援センターの円滑な運営について

(1) 地域包括支援センターの円滑な運営のための体制整備等について

○ 地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の設置については、介護保険法の一部改正に伴う経過措置として改正から2年間の猶予期間が設けられているが、平成20年4月1日から全市町村において設置され、本格的な運営が開始されるところである。

○ センターの円滑な運営のための体制整備については、これまでも体制整備計画のフォローアップ、地域支援事業の運用改善、介護予防支援業務に係る業務の重点化・効率化等の実施により一定の効果が得られてきているものと考えているが、昨年9月に開催された「第3回地域包括支援センター・介護予防に関する意見交換会」のグループディスカッションにおいて、未だ介護予防支援業務の負担が大きいことや、包括的支援事業が十分に果たせていないという意見もあったことから、引き続き、センターの円滑かつ安定的な運営を確保する観点から更なる取組が必要と考える。については、管内市町村が、これまでに示した各種弾力化措置や先般通知した「地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について（平成20年2月8日付事務連絡）」を参考にセンターの安定的な運営の確保と体制整備に努められるよう特段のご配慮をお願いしたい。

なお、センターに配置される職員のうち、主任介護支援専門員に準ずる者として認められている「ケアマネジメントリーダー研修の未修了者」の取扱については、平成19年度末までの特例措置であるので、この点についても十分ご留意のうえ、体制整備に努められたい。

○ また、本年1月末現在、センターが設置されていない市町村は25箇所となっており、センターの本格的な運営開始が目前に迫っていることから、センターが設置されていない市町村を所管する都道府県におかれては、引き続き、当該市町村と緊密な連携を図り、

センター設置に向けての重点的な支援をお願いしたい。

- センターの運営財源の一つである地域支援事業費については、介護保険法施行令第37条の13第1項により平成20年度においては、各市町村の給付見込額の3%以内（平成18年度は2%以内、平成19年度は2.3%以内）とされ、また、包括的支援事業及び任意事業の上限は2%以内（平成18・19年度は1.5%以内）となることから、各都道府県におかれては、管下市町村に対して、必要な財源の確保を図るとともに、センターの人材の確保等に努め、地域の実情に応じた適切なセンターの体制整備が図られるよう指導願いたい。

- センターの業務全般を効果的かつ円滑に実施するためには、センターの体制整備を図るとともに、関係機関等との密接な連携が必要である。先般通知した「地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について（平成20年2月8日付事務連絡）」も参考に関係機関等との密接な連携が図られるようご配慮願いたい。なお、今般発出した事務連絡の内容は、介護保険法をはじめとする関係法令並びにこれまでに発出した通知、Q&Aの考え方を踏襲したものであるので申し添える。

【「地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について（平成20年2月8日付事務連絡）」より抜粋】

3 センターの業務全般を効果的に推進するための在宅介護支援センター等の活用について

- 市町村は、センターの業務全般を効果的に推進するため、センター自らの活動のみならず、十分な実績のある在宅介護支援センター等を、住民の利便性を考慮して地域の住民から相談を受け付け、集約した上でセンターにつなぐための窓口（ランチ）や支所（サブセンター）として活用させること。
- 上記のほか、市町村は、包括的支援事業の総合相談支援業務を効果的に推進するため、地域の実情に応じて、十分な実績のある在宅介護支援センター等に対し、センターが行う総合相談支援業務の一部で

ある実態把握や初期段階の相談対応業務を、センターと協力、連携のもとに実施させること。

なお、これらの業務を在宅介護支援センター等が実施した場合は、適切な額を協力費・委託費等として支出する必要があること。

また、センターは、在宅介護支援センター等が実施した状況を適切に把握すること。

*十分な実績のある在宅介護支援センター等これまで地域で培ってきた24時間又は

土、日曜日、祝日における相談や、地域に積極的に出向いて要援護高齢者等の心身

の状況及びその家族の状況等の実態把握、介護ニーズ等の評価等について十分な実

績や経験を有する団体

(2) 責任主体としての市町村の役割の徹底等について

- 市町村は、センターの責任主体として位置づけられており、その運営について全般的に責任を負うものである。こうした役割については、市町村が運営を委託している場合であっても何らかわるところはなく、各市町村に対して、センター運営協議会などを活用しながら、センターが円滑に運営されるよう環境整備や必要な支援などを市町村自らの責任において行う必要があることについて、改めて周知、徹底願いたい。

- 特に、都道府県においては、市町村等を広域的に支援する役割を担うものであることから、管内市町村におけるセンターの実態把握、定期的な意見交換や情報共有の機会を積極的に設けることなどにより管内市町村におけるネットワークの構築にご尽力いただきたい。なお、意見交換や情報共有の中で得られた情報で業務の参考になる取組事例（成功事例、優良事例）については、適宜、厚生労働省へ情報提供願いたい。

(3) 地域包括支援センター運営協議会の積極的な関与について

- センター運営協議会は、センターの適切な運営の確保並びに公正・中立性の確保等を図る観点から設置されているところであり、その役割は非常に重要かつ広範にわたっており、今後ともセンターの設置、運営に関して積極的な関与が期待される場所である。とりわけ、センターの機能が十分に発揮されるための体制整備については、センターと

センター運営協議会とが緊密な連携を図ることが重要である。しかしながら、昨年4月末の調査結果によると、18年度開催のセンター運営協議会における審議議題の中心は、「センターの設置等に関する事項の承認」と「事業計画書及び収支予算書等の確認」とで4割強を占めている状況にある。

【地域包括支援センターの運営状況について（平成19年4月末時点）より抜粋】

○ 平成18年度開催の運営協議会における議事内容

平成18年度開催の運営協議会において審議議題としてとりあげられた事項については、以下のとおり。

議 題	回答数
事業計画書及び収支予算書等の確認	1,022
センターの設置等に関する事項の承認	881
センターの運営に関する評価	690
介護保険以外のサービス等との連携体制の構築等	534
センターの運営に関する基準の作成	390
センターの職員の確保に係る関係団体等との調整	317
その他	574

※ 上位3つの議事内容について、複数回答した結果を集計。

- そのため、今後のセンター運営協議会の開催に当たっては、センター運営協議会に期待される機能が十分発揮されるよう、柔軟かつ機動的な取組により、センターの円滑かつ適正な運営を図るための積極的な支援等をお願いしたい。
- なお、運営協議会の所掌事務の一つとして行うこととされているセンターの事業内容に関する評価については、地域の実情に照らして適切であるか等について十分確認を行うとともに、センターから毎年度報告される事業報告書等については、積極的に住民等に公表するなど、引き続き透明性の確保が図られるよう、管下市町村に対して周知願いたい。

(4) 地域包括支援センター職員研修等の積極的な実施について

- センターが地域包括ケアを支える中核機関として、総合相談支援等の包括的支援事業や介護予防支援業務を円滑かつ適切に実施していくためには、センターの体制整備を推進するとともに、研修等の実施による職員の資質の向上を図ることが重要である。

- センターの職員や介護予防支援従事者等に対する研修の実施については、これまでも都道府県・指定都市（以下、「都道府県等」）において、「介護サービス適正実施指導事業」における「地域包括支援センター職員等研修事業」により実施いただいているところであるが、平成20年度予算（案）においてもセンター職員等に対する研修実施に必要な予算額を確保しているところであるので、積極的に活用いただき、研修機会の確保を図ることにより職員の資質向上に努めていただきたい。

3 介護サービス情報の公表制度の適正な運用について

1. 対象サービスの追加施行について

(1) 平成20年度の調査方法等について

介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）については、介護保険法第115条の29第1項の規定を踏まえた介護保険法施行規則（以下「省令」という。）第140条の29の規定において、平成20年4月1日より介護予防訪問介護等の22サービス（細分ベース）を追加施行するための所要の改正を行い、改正省令の公布及び改正通知の発出を平成20年3月下旬に予定しているところである。

報告及び調査を効率的に実施する観点から、既に施行済みの12サービス（本体サービス）と同類型の予防サービス、地域密着型サービス（以下「予防サービス等」という。）を一体的に運営実施している事業所については、原則本体サービスについての回答・調査確認のみとする予定である。

また、平成20年4月において施行しないサービスについては、平成21年度までに施行する予定である。

(2) 調査員指導者養成研修の実施等について

調査員指導者養成研修については、追加施行サービスに係る項目の指導だけでなく、都道府県内における調査員の質の確保の観点から指導的な立場としても重要であり、今年度においても社団法人シルバーサービス振興会に設置された介護サービス情報公表支援センターが実施主体となり、次の日程等で行われるので、調査員指導者候補者の派遣等に配慮願いたい。

(第1回)

- ・日 程：平成20年3月3日(月)～4日(火)
- ・場 所：全国町村議員会館 2階大会議室

(第2回)

- ・日 程：平成20年3月13日(木)～14日(金)
- ・場 所：TKP御茶ノ水ビジネスセンター 11F ホール11A

(3) 調査員養成研修について

追加施行するサービスに係る調査員養成研修については、各都道府県において、都道府県内の調査事務の実情を踏まえ適切に実施いただいているところであるが、平成20年度の追加サービス数などを勘案し、調査員の養成が円滑に行われるよう以下のような告示等の改正を行うこととしているので、了知されたい。

- ・既存調査員が追加サービスを受講する際に必須となっている「介護サービス情報の理解」の講義時間の変更について

現在、調査員養成研修については、介護保険法施行規則第140条の41第2項の厚生労働大臣が定める基準に基づいて、各サービス単位毎に研修を受講する必要があるが、本体サービスと同類型の予防サービス等については、公表項目が予防等特有項目を除き本体サービスと共通であり、またサービス単位毎(38サービス)に研修を実施することは、実施主体にも受講者にとっても負担が大きいことから、研修の区分を現行(平成19年度)の12区分のままとし、本体サービスに関連する予防サービス等を含めた研修区分とする。

○研修区分（案）（下線のサービスが平成19年度までの既施行（本体）サービス）

- ① 訪問介護＋介護予防訪問介護
- ② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護＋介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋特定介護予防福祉用具販売
- ⑥ 通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護
- ⑦ 通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション
- ⑧ 特定施設入居者生活介護＋地域密着型特定施設入居者生活介護＋介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑨ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑩ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑪ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（介護療養型医療施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
- ⑫ 居宅介護支援

また、前述のとおり、本体サービスと同類型の予防サービス等は、一部を除き項目が共通であることから、本体サービスと同類型の予防サービス等を含めた研修区分とすることにより、平成19年度までに調査員養成研修を修了した者については、当該調査員が資格を有するサービスと同類型の予防サービス等について、当該研修を修了したものと見なして、本体サービスとの一体的な調査が実施できることとする。

これにより、都道府県によっては、調査員として新たに採用される者がいない場

合等は、研修の実施が不要となることも想定されるが、適宜、既存調査員に対する補講を行うなどの適切な対応をお願いする。

2. 手数料の適切な検証・見直し等について

(1) 事業運営の透明性の確保について

情報公表制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の理解を深めていただく観点から、その運営状況について毎年度公表を行うことが望ましい旨、累次要請してきているところであるが、平成19年7月1日現在の運営状況の開示状況を見ると、極めて低調な状況であり、各都道府県におかれては、県のホームページ等を活用して積極的に事業運営の公表を行う等、事業運営の透明性の確保について、重ねて適確な対応を願いたい。

(2) 手数料の適切な検証、見直し等について

手数料水準の妥当性等については、情報公表制度の施行以来、依然として介護事業者からの疑義、意見等が多く寄せられているところであり、先般国会の場においても、手数料水準の高さや、手数料の設定方法等について指摘を受けたところである。

現在の全国的な施行状況を見ると、

- ① 当初想定していた事業所からの報告が、紙媒体ではなくエクセルなどの電子媒体によって行われている事業所が多いことにより、公表センターにおけるパンチ入力等の入力経費が抑えられたことや、
- ② 当初2日程度と推定していた調査に必要な日数、時間等が、1日以内で実施されていること

など、事務の効率化が予想以上に早く進んでおり、施行時の手数料算定時の考え方が実態に見合わない状況になっていると考えられるところである。

さらに、平成20年度の報告・調査の実施方法等については、

- ① 既に施行済みの12サービスと同類型の予防サービス等の複数サービスを一体

的に運営実施している事業所については効率的に実施する観点から同時に報告及び調査ができることとし、さらにサービス間で重複する項目については本体サービスについての回答及び調査のみとすることができることや、

② 事業所報告、調査結果報告のWEB化を導入すること

により、事業所だけでなく、都道府県、公表センター及び調査機関の事務負担の軽減が、より一層図られると考えている。

このような現状や事務の効率化等を踏まえ、例えば同一所在地における複数の事業所を同日に調査する場合の手数料については、旅費の重複分を勘案し低く設定するなど、その妥当性等について介護事業者等の理解が得られる水準の手数料となるよう、必要な条例の見直し等について、適確に対応するよう強く願います。

3. 制度の適正な運用等について

(1) 制度の普及啓発について

国においては、今年度、政府公報のテレビ番組を通じて普及啓発に取組み、都道府県におかれても、利用者等への普及啓発イベント、県の広報誌での紹介、介護事業者向け説明会など、さまざまな手法で利用者及び介護事業者などに対し、制度の普及啓発に努めていただいているところである。

各都道府県においては、引き続き、介護事業者に対して、制度の趣旨・目的、報告する介護サービス情報の内容、調査事務の性格・方法等についての普及啓発の積極的かつ丁寧な実施に尽力願いたい。

また、公表情報は、利用者に活用されることが何より重要であるので、市町村（保険者）・介護支援専門員、関係機関等との連携のもとに、要介護者のいる世帯等への普及啓発にも積極的に取り組まれたい。

(2) 適切な調査事務等の実施等について

情報公表制度における調査の趣旨・目的は、介護事業者が公表しようとする介護サービス情報のうち、利用者が自ら当該情報の事実を確認することが困難な情報につい

て、利用者保護の観点から都道府県知事又は指定調査機関が、当該情報の根拠となる事実の有無を確認することであり、その際、調査員はその確認材料についての良し悪しの評価や指導改善等を行わないこととしている。

厚生労働省としても、調査員の質の確保については、今後とも検討すべき重要な課題と考えているので、都道府県におかれても調査員の均質性の重要性について、あらためて留意願うとともに、指定調査機関、調査員に対する必要な指導の徹底をお願いする。

なお、介護事業者からの報告の受理に当たっては、課長通知において、介護事業者が報告するサービス情報について報告内容に記載漏れ等の不備がないこと等を確認して受理することとしているが、未記入事項等により、利用者が適切に情報を得ることができない状況となっている事例があることから、情報公表制度の信頼性を確保するためにも、公表センターにおける報告の受理に当たっては、適確に報告内容を確認の上、受理されるようお願いする。

また、情報公表制度における調査等の際に、調査員が唐突に当該公表に係る報告・調査を拒否した場合における指定取消等の話をするなど、介護事業者にとって情報公表制度に対する不信感にもつながりかねない事例があるといった声も聞かれることから、調査時における介護事業者に対する制度の趣旨・目的等についての丁寧な説明をあらためてお願いする。

4. 国庫補助事業について

(1) 「介護サービス適正実施指導事業（モデル調査事業）」について

平成20年度の本事業については、未施行の介護サービスを対象として実施する予定であり、さらに効率的な報告及び調査が可能となるような実施方法を検討することも踏まえたモデル調査事業を実施する予定としている。

本事業は、各介護サービスに係る介護サービス情報項目（案）等の検証を行うとともに、協力介護事業所等を通じた制度施行前の普及啓発にも資する事業であるので、後日、モデル調査事業について別途協力を依頼することとしているので、その際には、

所要の予算確保をお願いしたい。

(2) 「介護サービス情報の公表制度」 支援事業について

本事業は、各都道府県における情報公表制度の円滑な実施を支援するため、介護サービス情報の公表制度にかかる調査及び公表に必要な経費を国庫補助するものであり、平成20年度においても継続する予定である。

事業の実施主体については、都道府県が自ら実施する事業のほか、適切な団体への委託又は適切な団体等が行う事業に係る経費に対する助成を行うことができることとしているところである。

また、国庫補助対象事業については、本来の事業運営費のほか、通常よりも事業運営費がかさむ制度施行後の一定期間において、事業者の特別な負担の軽減を考慮した手数料の減免措置等に必要な費用に充当するなど、特に必要とされる事業も広く対象としていることから、積極的に活用願いたい。

5. その他

(1) 外部評価制度との関係について

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の規程に基づいて、年に1回は外部評価を受けることとされているが、情報公表制度も平成21年度から適用する予定で現在調整中である。

具体的には、利用者の選択に資する情報であって、客観的な事実情報の調査及び公表が可能な項目については、本年度中に情報公表項目の原案として検討・作成し、平成20年度にモデル調査事業を実施したうえで、平成21年度から情報公表制度において施行する予定である。

また、外部評価制度の項目は平成19年度における情報公表項目の原案の検討結果を踏まえ、平成20年度中に介護サービスの具体的な内容の評価にかかわる項目等について、外部評価制度の項目とするなど、所要の調整を行うこととしている。

いずれにしても、両制度の施行に当たっては、介護事業者の負担、都道府県の実施体制の円滑な整備等に関する配慮が必要との認識の下に現在整理中であり、整理が終わったものから、適宜お知らせすることとしているので了知願いたい。

4. 介護サービス事業者における事務負担の軽減等について

- (1) 昨年は、株式会社コムスの不正事案に関連した円滑な事業移行のための指定事務等について多大な御協力をいただき、感謝申しあげる。昨年の不正事案をふまえ、今後も引き続き、介護保険法のみならず、労働関係法規等の他法も含めた法令遵守の徹底を貴都道府県管下の介護サービス事業者に対してご指導願いたい。
- (2) しかしながら、介護サービスを取り巻く状況については、介護労働者の離職率が高い、経営の苦しい事業者がある等の指摘がなされているところである。こうしたことから、事業の経営の効率化と介護労働者の育成や定着を図るための検討の参考とするため、社会保障審議会介護給付費分科会に公益委員等からなるワーキングチームを設置し、昨年末に今後の検討課題について報告されたところである。その中で介護事業の経営や介護労働者の処遇に影響を与えると考えられる要因の1つとして、書類作成や事務に係る負担が可能な限り軽減されるよう規制の見直しが必要ではないかと指摘されているところである。
- (3) 今後、厚生労働省としても事業所の経営や従事者の実態等について詳細に把握・精査した上で、事務負担の軽減について、可能なものから順次検討・実施していく方針であるが、事業者団体に対して書類や事務手続きが負担となっているのか具体的な事項について意見を聞いたところ、例えば法令上、提出の必要がない書類を求められるなど、過度の負担となっているものと見受けられる事項もあったことから、事業者の事務負担に配慮した運用を行われたい。

(4) また、指定事務については、都道府県等の自治事務であり、かつ昨年の不正事案をふまえ、介護サービス事業者に対する指定事務や変更届けについては適切に確認する必要があるが、自治体独自に実施していると考えられる事務手続き等についても、過剰な負担にならないよう、事務自体の見直しをお願いしたい。

5. 介護職員の質の向上について

(1) 介護職員基礎研修について

- 今後、ますます少子・高齢化が進展するとともに、認知症高齢者や独居の高齢者についても増加が見込まれる中で、高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域において安心して生活することができるよう安定的なシステムを構築することが重要である。とりわけ、介護サービスの質の向上を図る上で、介護サービスに携わる職員の専門性の向上を図ることは喫緊の課題であり、昨年8月に告示された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（平成19年厚生労働省告示第289号）」においても、経営者、職能団体、その他の関係団体等、国、地方公共団体が一体となって取り組むべき課題の一つとして、「福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアパスに対応した研修体系の構築を図ること」とされているところである。

- 介護に従事する者（予定の者を含む）に対する研修については、平成18年度に「介護職員基礎研修」を創設したところであるが、昨年8月1日現在における各都道府県の実施状況は、29都道府県（134事業者）となっており、養成研修事業者の指定が全国的に進んでいない状況にある。
「介護職員基礎研修」は、施設、在宅を問わず、介護に携わる質の高い人材の養成、確保を図る観点から大変重要であると考えており、本研修の普及、定着を図ることが喫緊の課題である。そのため、今般、介護職員基礎研修のパンフレット（別添「介護職員基礎研修について」）を作成したので普及にあたってご活用いただきたい。このパンフレットは、後日、当省のホームページに掲載する予定である。

- 各都道府県においては、介護サービスに従事しようとする者や現に従事している者、介護サービス事業者及び養成研修事業の実施を計画している者等に幅広く周知をお願いしたい。特に、すでに訪問介護員養成研修を修了した者に対しては、研修課程の一部履修免除（例えば、訪問介護員養成研修2級課程＋1年以上の実務経験がある者について